

地下水を採取されるみなさんへ

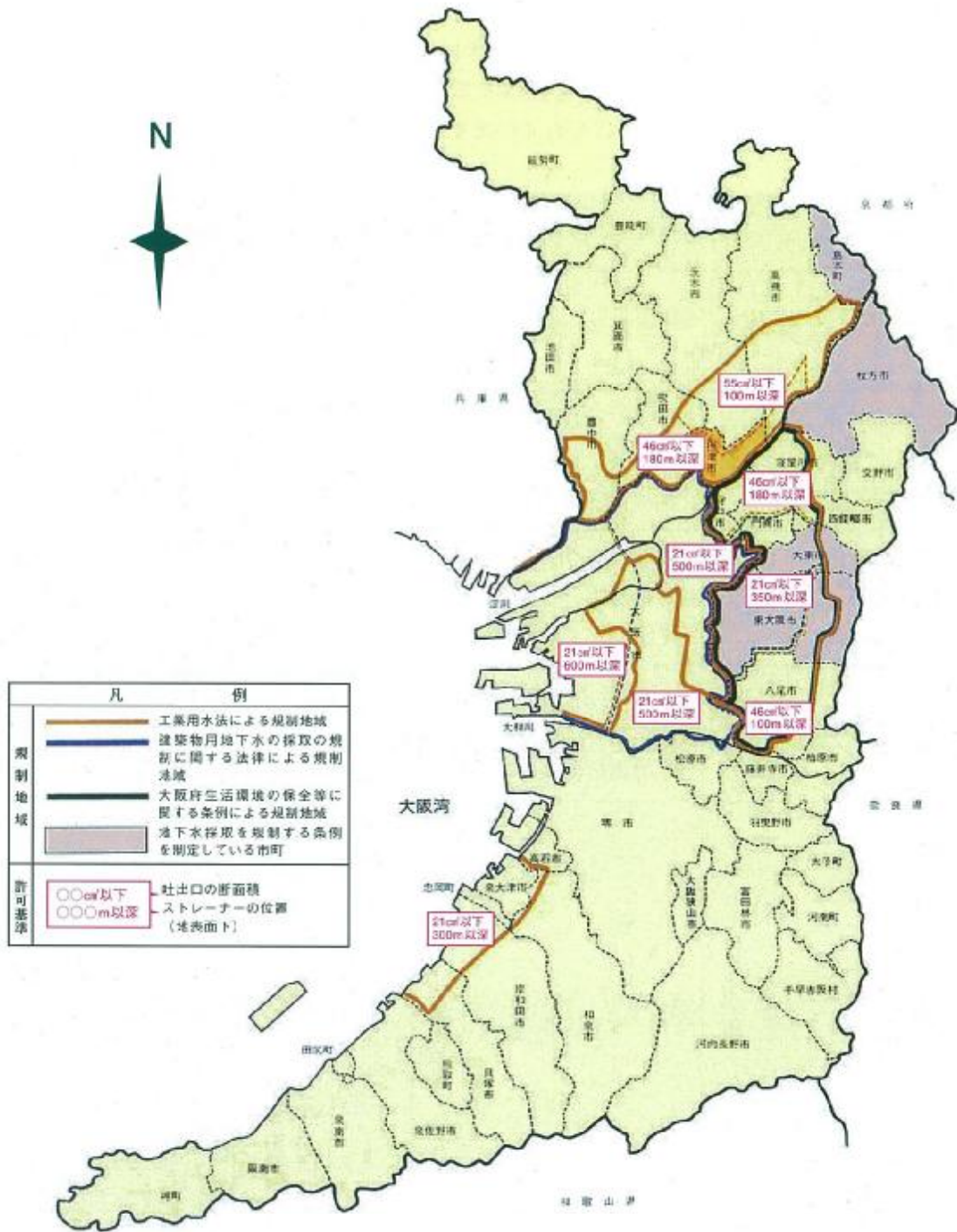
地盤沈下を防止するため、地下水を採取するときには法律等により規制を受ける場合があります。また、一定の能力以上の揚水機で地下水を採取する場合は、大阪府の条例により年に1回、地下水採取量を知事に報告することが義務付けられています。

法律等による地下水採取規制等のあらまし

規制する法律等	対象となる用途	規制等の対象	規制等の内容
工業用水法	工業用地下水 (製造業、電気・ガス・熱供給業に用いるもの)	規制地域内で揚水機の吐出口の断面積が6平方センチメートルを超え、かつ動力を用いるもの。	<div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;">許 可</div> ストレーナーの位置 (地下水を採取する深度) 及び揚水機の吐出口の断面積について規制
建築物用地下水の採取の規制に関する法律 (ビル用水法)	建築物用地下水 (冷暖房用、水洗便所等に用いるもの)		
大阪府生活環境の保全等に関する条例	水道事業用地下水 (給水人口5千人以上の水道事業に用いるもの)		
大阪府生活環境の保全等に関する条例	全 用 途	揚水機の吐出口の断面積(揚水機が二以上あるときは、吐出口断面積の合計)が6平方センチメートルを超え、かつ動力を用いるもの。	<ul style="list-style-type: none"> ・水量測定器の設置 ・地下水採取量報告

※ 東大阪市、枚方市、大東市、摂津市、島本町については、上記以外に条例を定めていますので、各市町の環境担当部局へお問い合わせください。

法律及び府条例による地下水採取規制図



お問い合わせ先
 大阪府環境農林水産部環境管理室環境保全課
 〒540-8570 大阪市中央区大手前2丁目 / TEL06(6944)9248 (ダイヤルイン)
 ホームページ <http://www.epcc.pref.osaka.jp/main/ground/>

平成20年10月発行 このリーフレットは8,000部作成し、一部あたりの単価は4.5円です。